

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I 「かながわランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書 (案)」について……………	1
II 神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づく環境農政局所管条例 の見直し結果について……………	4
III 神奈川県食育推進計画の改定案について……………	6
IV 脱炭素社会の実現に向けた取組について……………	11
V 在日米軍基地におけるP F O S等の安全管理について……………	19
VI 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画の素 案について……………	24
VII 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画案について……………	30
VIII 第4期丹沢大山自然再生計画案について……………	34
IX 第5次神奈川県ニホンジカ管理計画案について……………	37
X 第5次神奈川県ニホンザル管理計画案について……………	40
XI 第2次神奈川県イノシシ管理計画案について……………	43
XII かながわ農業活性化指針の改定案について……………	46

I 「かながわグランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書（案）」について

1 趣旨

令和元年7月に「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」（以下「第3期実施計画」という。）を策定し、計画を推進してきたが、令和4年度は「第3期実施計画」の計画期間の最終年度となる。

政策のマネジメント・サイクルでは、計画の最終年度において、政策全般について点検を行うこととしている。

また、「かながわグランドデザイン 基本構想」（以下「基本構想」という。）についても、状況の変化に応じて総合的に点検を行うこととしている。

そこで、「基本構想」及び「第3期実施計画」の点検を行い、神奈川県総合計画審議会の審議を経て、その点検結果について、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書（案）」（以下「点検報告書（案）」という。）としてとりまとめた。

2 経緯

- ・ 令和4年5月30日から6月3日に書面開催した神奈川県総合計画審議会で、『第3期実施計画』点検基本方針』について審議し、了承された。
- ・ 令和4年11月14日開催の神奈川県総合計画審議会で、「点検報告書（素案）」について審議し、了承された。
- ・ 令和4年12月20日から令和5年1月19日まで「点検報告書（素案）」に関する県民意見募集等を実施した。
- ・ 令和5年2月7日開催の神奈川県総合計画審議会で、「点検報告書（案）」について審議し、了承された。

3 点検結果（「点検報告書（案）」）の概要

(1) 「基本構想」の点検

神奈川をとりまく社会環境は、少子化、高齢化と人口減少など、予見されていた変化が一層進んだことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化など当初予測し得なかった事態に直面したことなどから大きく変化し、県民ニーズや県が果たすべき役割も策定時から変化している。そのため、これまでの延長線上で政策展開を図るだけでなく、今後予測される将来の変化や、不確実性などを踏まえ、これまでの政策の蓄積も生かしながら、2025年よりもさらに先を見据えて

「基本構想」の見直しを図っていく必要がある。

見直しに当たっては、背景となる社会環境や関連するデータなどを示したうえで、県民、県議会、市町村、NPO、企業、団体等とも丁寧な対話を行うなど、多様な意見を反映するための十分なプロセスを経て策定する必要がある。

(2) 「第3期実施計画」の点検

各プロジェクトの取組みは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことなどから、数値目標の進捗だけを見れば低い水準となっているが、一定の進捗は認められる。

今後は、評価手法等について改善を図るとともに、想定し得ない事態が生じた場合でも、その影響を最小限に抑えるため、あらかじめ社会に潜在する課題を浮き彫りにして、対処していく必要がある。

また、少子高齢化が進み、神奈川も人口減少局面に入ったものと考えられる中、今後の自治体経営は、財源的にも人員的にも、一層厳しい状況となることが見込まれるため、政策を一層重点化し、行政運営の持続性を維持していく必要がある。その一方で、県民のニーズや課題は複雑化・多様化していることから、より横断的な視点で政策を構築していくことが求められる。

今回の点検結果を踏まえ、今後も社会環境の変化をしっかりと把握し、将来を見据えた取組みを進めていく必要があり、次期実施計画は、新たな「基本構想」のもとで開始することが望ましいと考えられる。そして、「神奈川の将来像」と「県の政策の全体像」を一体的に示すことで、なぜ、県がそれぞれの政策に取り組んでいるのか、県民に分かりやすく伝えていく必要がある。

4 県民意見募集等

県民からの意見を募集するとともに、市町村に対して意見照会を行った。

(1) 実施期間

令和4年12月20日～令和5年1月19日

(2) 実施方法

ア 周知方法

県のたより・県ホームページ・県SNSへの掲載、県機関・県内市町村・県内図書館等での概要版（パンフレット）の配架等

イ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、インターネットメール等

(3) 意見数

214件（うち県民204件、市町村10件）

ア 分野別の件数

分野	件数	分野	件数
エネルギー・環境	22件	教育・子育て	34件
安全・安心	5件	県民生活	30件
産業・労働	20件	県土・まちづくり	20件
健康・福祉	58件	計画全般（その他）	25件
合 計			214件

イ 主な意見

- ・ 鳥インフルエンザ対策をしっかりと行う必要がある。
- ・ 特殊詐欺の被害防止のため、啓発をしっかりと行う必要がある。
- ・ 地域経済を牽引できる企業を県内に誘致する必要がある。
- ・ 出産・育児をしっかりと支援する必要がある。
- ・ スクールカウンセラーなど気軽に相談できる体制が必要である。
- ・ 自宅でできる3033運動をもっと普及する必要がある。
- ・ スマートモビリティを推進する必要がある。
- ・ 限られた予算の中で、取組みの重要度を見極める必要がある。

ウ 反映状況

区分	件数
点検報告書（案）に反映するもの	96件
既に取り組んでいるもの	44件
今後の参考とするもの	73件
反映できないもの	1件

5 今後の予定

令和5年3月 「第3期実施計画 点検報告書」公表

令和5年度 新たな総合計画の策定

《参考資料1》

かながわグランドデザイン第3期実施計画 点検報告書（案）

Ⅱ 神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について

県では、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、一定期間ごとに条例の見直しを行っている。

条例の見直しの周期は、施行の日から5年を経過することとしており、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点から見直すこととしている。

このたび、環境農政局において所管する次の条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったことから、その結果を報告する。

1 条例の見直しの結果

改正・廃止及び運用の改善等の必要はない条例

条例名	見直し結果
神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	現行条例の運用上の課題はなく、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(参考) 条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例			
条 例 番 号	平成 18 年神奈川県条例第 67 号	法 規 集	第 5 編第 4 章第 5 節	
所 管 室 課	環境農政局環境部資源循環推進課			
条 例 の 概 要	廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、良好な生活環境を保全することを目的とし、資源の循環的な利用等の推進及び廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応や脱炭素社会の実現に向けた施策の実施が求められており、プラスチックの資源循環等の重要性がより一層高まっている。また、廃棄物の不法投棄や不適正処理は、大規模かつ悪質な事案も発生しており、依然、その根絶には至っていない状況である。本条例は、資源の循環的な利用等の推進及び廃棄物の不適正処理の防止に関する施策について必要な事項を定めており、引き続き必要な条例である。		
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	令和 3 年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されたこと等を踏まえ、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、各主体の責務規定を追加する等の改正を行った。また、産業廃棄物の保管場所の届出を義務付けるほか、不適正処理に関する調査等の求めに応じることで、不適正処理の早期発見・早期対応が図られており、有効に機能している。		条例改正 令和 4 年 7 月 29 日
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	県の責務として「プラスチック資源循環推進等計画」の策定を義務付け、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する施策を効果的・効率的に推進することを図っている。また、本県における不適正処理のほとんどを占める排出事業者による自社産業廃棄物の保管に焦点を当てて届出を義務付けており、効率的に機能している。		
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	本条例は、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「エネルギー・環境」の政策の基本方向「循環型社会づくり」に合致するものであり、県政の基本方針に適合している。		
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	本条例は、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、良好な生活環境を保全するためのものであり、憲法・法令に抵触しない。		
	その他			
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。		理 由 等 現行条例の運用上の課題はなく、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

Ⅲ 「神奈川県食育推進計画」改定案について

平成 30 年 3 月に策定した「神奈川県食育推進計画」（平成 30 年度～令和 4 年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

1 これまでの経過

- | | |
|----------------------------|---------------------------------|
| 令和 4 年 12 月 | 第 3 回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定素案を報告 |
| 令和 4 年 12 月
～令和 5 年 1 月 | 改定素案に対するパブリックコメントの実施 |
| 令和 5 年 1 月 31 日 | かながわ食育推進県民会議を開催 |

2 改定の概要

(1) 改定の趣旨

本県の食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「神奈川県食育推進計画」を改定する。

(2) 計画の性格

食育基本法第 17 条に基づく都道府県食育推進計画である。

(3) 計画期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 改定の考え方とポイント

ア 基本方針

(ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

「食」は命の源であり、未病を改善するための重要な要素であるため、県民一人ひとりが食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することが、生涯を通じた心身の健康につながることから、栄養バランスに配慮した食事など正しい食習慣を身につけていけるよう取組を推進する。

(イ) 持続可能な食を支える食育の推進

「食」は、自然の恩恵や、食に関わる人々の様々な行動の上に成り立っており、そのことへの感謝の念や理解を深め、農林水産物の地産地消や食を取り巻く環境への配慮を実践することが持続可能な

食につながるため、食に対する感謝の気持ちを培うとともに、神奈川の食に親しめるよう取組を推進する。

イ 追加する内容

横断的な視点として、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を追加する。

3 改定案の概要

(1) はじめに

- ア 計画策定の趣旨
- イ 計画の位置づけ
- ウ 計画の期間
- エ 計画の対象区域

(2) 神奈川の食をめぐる現状

- ア 食生活と健康
- イ 食を取り巻く環境
- ウ 食に関する情報

(3) 神奈川県が目指す食育の方向

- ア 基本理念
- イ 基本方針
 - (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - (イ) 持続可能な食を支える食育の推進
- ウ 指標及び目標値

(4) 食育推進の施策展開

- ア 施策展開の考え方
 - (ア) 食育に係る本県の特性を活かした施策展開
 - ・ 立地と産業
 - ・ 食育推進の多様な担い手
 - ・ 食を巡る歴史と文化
 - (イ) 県、市町村、県民・関係団体・事業者等の役割と連携
 - ・ 県の役割
 - ・ 市町村に期待される役割
 - ・ 県民・関係団体・事業者等に期待される役割
 - ・ 関係者との相互連携

イ 食育の基本的施策

- (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進

- ・ 学校等での食育の推進
- ・ 地域での食育の推進
- ・ 食育推進運動の展開
- ・ 若い世代に向けた取組
- ・ 食の安全への理解促進
- ・ 食に関する調査・研究

(4) 持続可能な食を支える食育の推進

- ・ 家庭での食育の推進
- ・ 学校等での食育の推進
- ・ 地域での食育の推進
- ・ 食育推進運動の展開
- ・ 農林水産物の地産地消の促進
- ・ 食を取り巻く環境への理解促進
- ・ 食文化の継承の推進

ウ 県民、団体、事業者等に期待される取組

(5) ライフステージごとのテーマと取組例

- ア ライフステージごとのテーマと取組例
- イ 食育の取組総括表

(6) 推進体制

- ア 庁内推進体制
- イ 県民との推進体制
- ウ 民間団体等との推進体制
- エ 市町村、国との推進体制
- オ 計画の達成状況の点検及び評価

<参考>

- ア 「第3次神奈川県食育推進計画」の評価
- イ 県内市町村の食育推進計画
- ウ 用語解説

4 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

(1) 意見募集期間

令和4年12月15日～令和5年1月14日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、市町村、食育関係団体等への情報提供

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

(4) 提出された意見の概要

ア 意見件数 61件

イ 意見の内訳

区 分	件 数
(ア) 計画策定の趣旨に関する事	1件
(イ) 食をめぐる現状に関する事	13件
(ウ) 県が目指す食育の方向に関する事	9件
(エ) 施策展開等に関する事	28件
(オ) 参考（第3次計画の評価等）に関する事	3件
(カ) その他（感想や質問等）	7件
計	61件

(5) 意見の反映状況

区 分	件 数
ア 新たな計画案に反映しました。	32件
イ 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	11件
ウ 今後の施策運営の参考とします。	12件
エ 反映できません。	3件
オ その他（感想や質問等）	3件
計	61件

(6) 主な意見

ア 新たな計画案に反映した意見

- ・ 「食は命の源」であることを明記すべき
- ・ フードバンクの活動は食品ロス削減にも寄与する。食品ロス削減の取組としても位置づけ、情報提供と啓発をお願いする。
- ・ いただきます等あいさつの大切さの継承を推進してほしい。

イ 新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見

- ・ 地産地消を積極的に進めることで輸送コストも減り環境にも優しく生産者の負担も減る。
- ・ 米飯を主にした給食に取り組むことを計画に入れてほしい。
- ・ 県内の農林水産業の就業者数拡大のため、中高生の農業体験の機会が増えると良い。

ウ 今後の政策運営の参考とする意見

- ・ フードバンクに支援を受けに来る人たちが、その場で食生活改善

推進員による食生活改善相談を受けることができるよう、フードバンクと食生活改善推進団体・推進員をつなぐしくみを作ってほしい。

- ・ 県民の要望に沿った食の安全・安心講座の開催を期待する。
- ・ 食育ポータルサイトを作り、それぞれが情報発信したり容易にアクセスできる環境の構築をお願いしたい。

エ 反映できない意見

- ・ 小・中・高の各段階において学校教育の中に学習（座学＋体験）する数値目標を策定してはどうか。

オ その他（感想や質問等）

- ・ 学校等で身につけた食に関する知識や理解は、子どもを通じて家庭の食生活に良い影響を与えることが期待できる。引き続き推進を希望する。

5 改定素案からの主な変更点

- ・ パブリック・コメント及びかながわ食育推進県民会議の意見を反映した。
- ・ 「Ⅲ 神奈川県が目指す食育の方向」、「3 指標及び目標値」に、新たに令和4年度の調査結果を踏まえた目標値を記載した。
- ・ 用語解説を充実させた。

6 今後のスケジュール

令和5年3月 計画改定

《参考資料2》

神奈川県食育推進計画改定案

IV 脱炭素社会の実現に向けた取組について

1 地球温暖化対策計画の改定について

(1) 背景

- 県は、2019（令和元）年11月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明したことや、2021（令和3）年5月の「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）の一部改正が行われたこと等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた姿勢を早期に示すため、2022（令和4）年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「計画」という。）の一部改定を行った。
- 前回の改定は、逼迫する新型コロナウイルス感染症への対応等を図るため、長期目標に2050年脱炭素社会の実現を位置付けるとともに、温室効果ガス削減目標の見直しや緩和策及び適応策を追加するなど、最小限の見直しとし、現行計画の増補版とした。
- また、温対法で義務付けられた「地方公共団体実行計画における再生可能エネルギーの利用促進に関する施策目標の設定」等については、国の動向など社会状況の変化も踏まえ、令和5年度以降を目途とする計画の全面的な見直しに反映し、併せて、中期目標の精査や部門別の目標等の検討を行うこととした。

(2) 現行計画の概要

- 本計画は、温対法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」と位置付けている。

（計画期間：2016（平成28）年度～2030（令和12）年度
中期目標：2030（令和12）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を2013年度比で46%削減（暫定）
長期目標：2050年脱炭素社会の実現

- 本計画は、県の総合計画における政策分野「エネルギー・環境」の軸となる個別計画の一つとして位置付けられるものである。
- また、環境の保全及び創造に関する施策の長期的な県の目標や基本方向を示す「神奈川県環境基本計画」を補完し、連携しながら地球温暖化問題の解決を図るものであり、関連分野の計画・方針等とも整合を図っている。

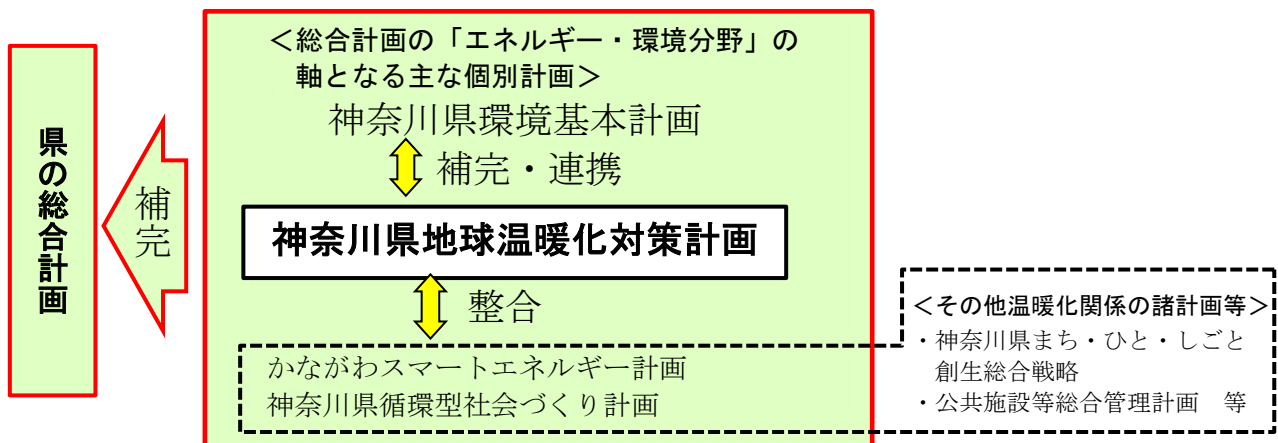


図 地球温暖化対策計画と県の諸計画との関係

(3) 改定の基本的な考え方

- 地球温暖化は人類共通の喫緊の課題であり、未来のいのちを守るため、脱炭素の取組を一層加速する必要がある。
- 脱炭素社会の実現に向けては、国や自治体、企業、県民など様々な主体が脱炭素を「自分事」として捉え、オールジャパン、オール神奈川の取組に広げていくことが重要である。
- 今年度、県は、脱炭素化に向けた総合的な対策の検討を進めており、その中で、中期目標の精査や、部門別の削減目標及び各主体の役割を整理している。こうした検討を踏まえ、2023（令和5）年度に計画を全面的に改定する。
- 改定に当たっては、各主体の役割を整理した上で、それぞれの取組を強力に後押しするとともに、県自らが率先して、県有施設への太陽光発電の導入や、公用車の電動車化等に取り組む。

ア 計画期間

国が中期目標を2030（令和12）年度としていることを踏まえ、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とする。

なお、計画期間中においても、必要に応じて施策の見直しを検討する。

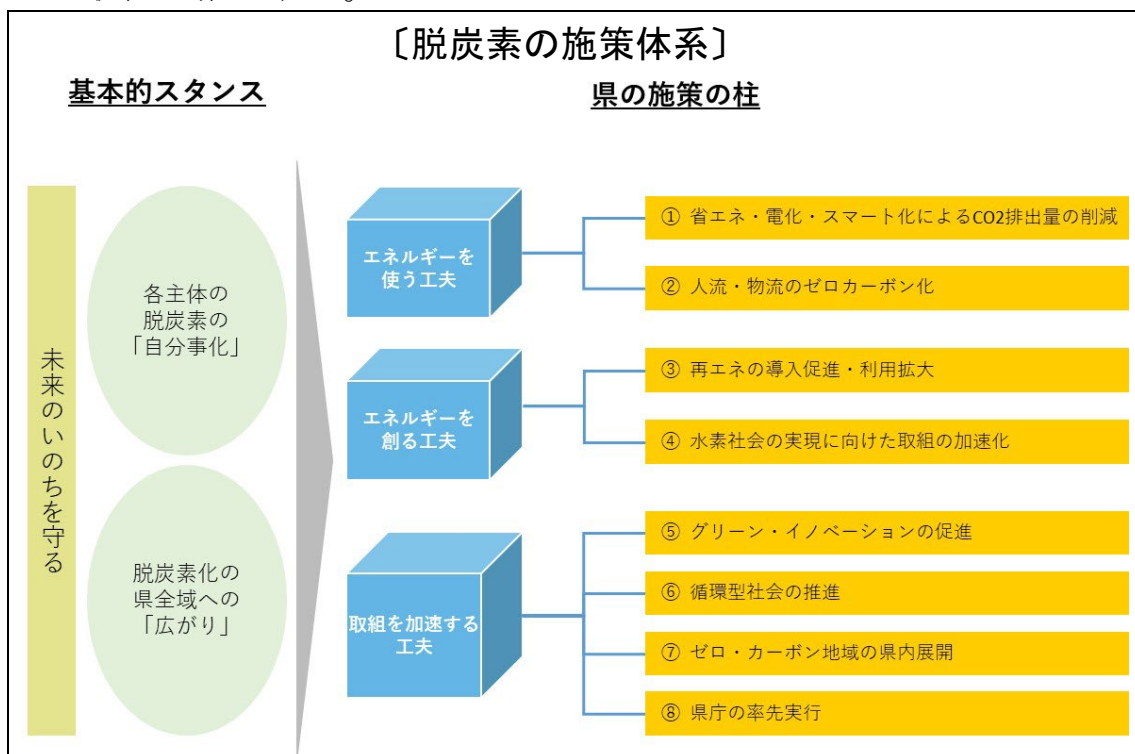
イ 新たな中期目標の設定

国は中期目標を「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」としており、県としても、今年度検討した脱炭素化に向けた総合的な対策等を踏まえ、バックキャストの視点により中期目標を2030年度46%削減から50%削減に引き上げ、この目標達成に向け、オールジャパン、オール神奈川で取り組む。

新中期目標：2030（令和12）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を2013年度比で50%削減

ウ 新たな施策体系

今年度、脱炭素化に向けた総合的な対策として検討した「エネルギーを使う工夫」、「エネルギーを創る工夫」、「取組を加速する工夫」の3つの大柱に基づき、企業や家庭など様々な主体の取組への支援・連携や、県有施設への太陽光発電導入など県庁の率先実行の取組を推進する。



エ かながわスマートエネルギー計画との一本化

脱炭素の取組を総合的かつ効果的に推進し、県民目線で分かりやすく示すため、県の地球温暖化対策に関する基本的な計画である本計画と、エネルギー施策に関する総合的な計画である「かながわスマートエネルギー計画」（以下「スマエネ計画」という。）を一本化する。

（参考）スマエネ計画（産業労働局所管）の概要

- 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機として、2013（平成 25）年 7 月に制定した「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づき、2014（平成 26）年 4 月に、スマエネ計画を策定した（2018（平成 30）年 3 月改訂）。
- スマエネ計画は、再生可能エネルギー等の普及拡大等により、分散型エネルギーシステムを構築し、災害に強く環境負荷の小さ

い地域づくりを推進するとともに、エネルギーの安定供給と関連産業の振興を図り、県経済の発展と県民生活の安定につなげることを基本理念とした上で、基本政策や数値目標を掲げている。

オ 部門別の削減目標の設定

産業、業務、家庭、運輸など、部門別の進捗状況を適切に把握するため、部門別の削減目標を設定する。

カ 温対法の改正に伴う施策に関する目標の設定

2022（令和4）年4月に施行された改正温対法により、新たに計画に記載することが義務付けられた、再生可能エネルギーの利用等の施策に関する目標を設定する。

キ 地域気候変動適応計画の見直し

本県における気候変動影響への適応に向けた施策等について、必要な見直しを行う。

(4) 検討体制

ア 神奈川県環境審議会等での審議

神奈川県環境審議会（以下「審議会」という。）及び神奈川県環境審議会環境基本計画部会（以下「計画部会」という。）において審議する。

イ かながわスマートエネルギー計画検討会への意見照会

かながわスマートエネルギー計画検討会（以下「スマエネ検討会」という。）への意見照会を行う。

(5) 今後のスケジュール（予定）

令和5年3～4月	計画部会及びスマエネ検討会へ意見照会
5月	審議会に諮問し、骨子案を審議
6月	環境農政常任委員会に骨子案を報告
7月	計画部会で素案を審議
8月	審議会です案を審議
9月	環境農政常任委員会へ素案を報告
10月	県民意見募集、市町村意見照会
12月	審議会です定案を審議、答申
令和6年2月	環境農政常任委員会へ改定案を報告
3月	計画改定

2 脱炭素化に向けた主要施策について

今年度、県は、脱炭素化に向けた総合的な対策として検討した「エネルギーを使う工夫」、「エネルギーを創る工夫」、「取組を加速する工夫」の3つの大柱に基づき、県として取り組むべき施策を整理し、令和5年度当初予算案に計上した。

この総合的な対策では、各主体の役割を踏まえ、企業や家庭など様々な主体の取組を後押しするとともに、県有施設への太陽光発電導入など、県庁の率先実行の取組を推進していく。

(1) エネルギーを使う工夫 ※下線部は環境農政局所管事業

ア 省エネ・電化・スマート化によるCO₂排出量の削減

○ 大企業等の取組の「評価・見える化」

大企業等の脱炭素化の取組を促進するため、事業者の脱炭素の取組を適切に「評価・見える化」する手法や、評価結果に応じた各種支援策の検討等を行う。

○ 中小企業等の脱炭素化への支援

中小企業等の脱炭素化の取組を支援するため、新たにワンストップ相談窓口を設置するほか、省エネ設備やエネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入に対して補助等を行う。

○ 家庭の脱炭素化への支援

住宅の省エネ化を促進するため、中小工務店が施工するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入に対して補助するとともに、既存住宅の省エネ改修に対する補助を拡充する。

○ 脱炭素の自分事化・普及啓発

県民の脱炭素化に向けた意識を醸成するため、脱炭素に資する商品の購入等にポイントを付与するとともに、若年者向けの脱炭素教育等を実施する。

イ 人流・物流のゼロカーボン化

○ 電気自動車（EV）等の導入促進

人流・物流のゼロカーボン化を促進するため、CO₂削減量が大きい事業用EVの導入に対して新たに補助するとともに、燃料電池自動車（FCV）の導入に対する補助を拡充する。

また、EVの充電環境等を整備するため、急速充電設備、EVと建物間で充給電を行うV2H充給電設備、水素ステーション等の整備に対する補助等を行う。

(2) エネルギーを創る工夫

ア 再エネの導入促進・利用拡大

- 自家消費型再生可能エネルギー導入費補助
事業所への再生可能エネルギー・蓄電池の更なる導入拡大を図るため、自家消費型の再生可能エネルギー・蓄電池の導入に対する補助を拡充する。
- 太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助
住宅への太陽光発電・蓄電池の更なる導入拡大を図るため、初期費用ゼロで住宅に太陽光発電・蓄電池を導入する事業（住宅用0円ソーラー）に対する補助を拡充する。
- 太陽光発電・蓄電池の共同購入事業
太陽光発電等の購入希望者を募り一括発注することで、市場価格より安い費用で購入できる共同購入事業について、住宅用に加え、新たに事業所用も対象として実施する。
- 太陽光発電等普及啓発事業費
太陽光発電等の更なる導入拡大を図るため、新たに工業団地、大型商業施設及び住宅団地でニーズ調査を行い、ニーズの高い地域でアドバイザー派遣や説明会等を実施する。

イ 水素社会の実現に向けた取組の加速化

- 燃料電池自動車（FCV）等の導入促進
水素エネルギーの導入を更に促進するため、FCV等の導入や水素ステーションの整備に対する補助を拡充する。

(3) 取組を加速する工夫

ア グリーン・イノベーションの促進

- ベンチャー企業への支援
ベンチャー企業による脱炭素化の取組を促進するため、脱炭素の推進に資する新たなサービス等の開発・実証に対して支援を行う。
- 森林でのCO₂吸収源対策（グリーンカーボン）の促進
木造施設を建築することにより抑制される炭素排出量及び使用する木材に固定（吸収）されている炭素量に対する補助や、無花粉スギの中から成長に優れた県独自のエリートツリーの開発等を行う。
- 海洋でのCO₂吸収源対策（ブルーカーボン）の促進
海藻（早熟カジメ等）を活用し、藻場の再生・整備を行う。

イ 循環型社会の推進

- プラスチック資源循環の推進
プラスチックの使用抑制及び再生利用の促進を図るため、県有施設に給水スポットを設置するほか、県版脱炭素モデル地域等へ新機能リサイクルボックスを導入する。

ウ ゼロ・カーボン地域の県内展開

○ 神奈川県版脱炭素モデル地域事業の推進

県版脱炭素モデル地域に設定した三浦半島エリアにおいて、観光客や住民が脱炭素の取組を実感でき、ライフスタイルの脱炭素化につながる事業を実施する。

エ 県庁の率先実行

○ 県有施設への太陽光発電等の導入

太陽光発電を設置可能な県有施設において、2030（令和12）年度までに50%、2040（令和22）年度までに100%の導入を図るため、事前調査や設計・工事を実施する。

○ 公用車の電動化

代替可能な車両がない場合等を除き、公用車を2028（令和10）年度までに全て電動化するため、EV等を率先して導入する。

○ 県有施設の再エネ電力利用

2030（令和12）年度までに、全県有施設の使用電力を100%再エネに転換するため、一部の県有施設で再エネ電力への切り替えを実施する。

○ 川崎県税事務所新築工事費

県有施設の脱炭素化に向けて、川崎県税事務所を新築するにあたり、省エネ性能を高めた庁舎として整備するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）や公用車の電動化に対応可能な設備を導入する。

3 神奈川県気候変動対策基金の活用について

(1) 基金を活用する必要性

2030（令和12）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を2013年度比で50%削減（新中期目標）の達成に向けて、脱炭素の取組を着実に実施するため、中期的な安定財源を確保する。

(2) 活用する基金

神奈川県気候変動対策基金（令和2年3月設置）

（参考）神奈川県気候変動対策基金条例（令和2年3月31日条例第24号）

○ 設置の目的（条例第2条）

気候変動に関する対策※を推進するための事業に必要な資金を積み立てるため、神奈川県気候変動対策基金を設置する。

※ 気候変動に関する対策：緩和策（脱炭素）及び適応策

(3) 積立額

当面4か年度の一般財源135億円を令和4年度2月補正予算案で基金に積み立て、脱炭素化に向けた総合的な対策に基づき計上した令和5年度当初予算案の主要施策及び全面改定を予定している神奈川県地球温暖化対策計画に基づく主要施策に活用する。

V 在日米軍基地におけるPFOS等の安全管理について

1 横須賀基地におけるPFOS等の流出への対応等

(1) 環境補足協定に基づく横須賀市等の立入調査の実施に伴う情報提供 ア 概要

12月15日、環境補足協定*に基づき横須賀市及び国が横須賀基地への立入調査を実施したことに伴い、同日、国から情報提供があった。

イ 情報提供の概要

- ・米側が11月18日に粒状活性炭フィルターを通した排水の採水調査を行った結果、PFOS等の濃度は暫定目標値（50ng/L）以下であった。

ウ 県の対応

12月15日、防衛省に対し、次のとおり、口頭で要請した。

- ・早急な原因究明及び原因に応じた抜本的な対策の実施。
- ・粒状活性炭フィルター設置後の採水結果の早急な公表。
- ・周辺環境への影響の継続的な監視。
- ・PFOS等に関する継続的な情報提供。

※ 環境補足協定：平成27年に日米間で締結。日米地位協定を補足した政府間協定であり、基地内で環境事故が発生した場合の立入等を定めている。

(2) 排水処理施設からの排水の採水結果

ア 概要

令和5年2月17日、米軍の8回目、9回目、10回目及び国の採水結果について防衛省から情報提供があった。

イ 情報提供の概要

- ・米軍が11月18日以降に行った採水調査結果は、次のとおり。

(ng/L)

サンプリング結果		PFOS	PFOA	合計	採水日
ライン 生活排水	8回目	入口	不検出	不検出	11/18
	9回目	入口	39	不検出	39
	10回目	入口	18	4.4	22.4
ライン 産業排水	8回目	入口	不検出	不検出	11/18
	9回目	入口	7.9	3.4	11.3
	10回目	入口	不検出	不検出	不検出

(ng/L)

サンプリング結果			PFOS	PFOA	合計	採水日
前後 活性炭 フィルター 通過	2回目	前	60.7	29.9	90.6	11/18
		後	不検出	不検出	不検出	
	3回目	前	31	21	52	12/9
		後	不検出	不検出	不検出	
	4回目	前	270	65	335	12/23
		後	不検出	7.3	7.3	

- ・また、12月15日に防衛省が周辺海域で実施した採水調査結果は、最大で3.6ng/L。

ウ 県の対応

2月17日、防衛省に対し、次のとおり、口頭で要請した。

- ・早急な原因究明及び原因に応じた対応の実施。
- ・継続的な粒状活性炭フィルターの設置及び効果の確認。
- ・周辺環境への影響の継続的な監視。
- ・PFOS等に関する継続的な情報提供。

(3) 参考：これまでの主な経緯（報告済）

（国からの情報提供）

6月30日 横須賀基地内の排水処理施設の排水から PFOS 等を検出。
1回目採水結果情報提供。検出原因調査中。

9月12日 2回目採水結果情報提供。

9月30日 3回目採水結果情報提供。

10月27日 3回目（一部）、4回目、5回目採水結果情報提供。排水処理施設出口で最大12,900ng/L（暫定目標値（50ng/L）の258倍）。

横須賀基地内22か所で採水調査実施、排水流出の原因究明を進めている。

11月1日 粒状活性炭フィルターの稼働を開始。

（県の対応）

7月20日 神奈川県基地関係県市連絡協議会^{※1}（略称：県市協）として、県内米軍基地における PFOS 等を含む製品の保管・使用状況の公表、代替品への交換の早期完了等を、外務省及び防衛省に要請。

- 8月23日 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会^{※2}（略称：渉外知事会）として、在日米軍基地におけるPFOS等を含む製品の安全管理に関する日米間の協議状況の情報提供等を、外務省及び防衛省に要請。
- 10月3日 県市協として、県内米軍基地からのPFOS等の流出に対する対策の実施、環境補足協定に基づく立入実現、各基地における使用・保管状況の早急な精査、公表等を、外務省及び防衛省に要請。
- 10月27日 県として、粒状活性炭フィルター設置等の対策の着実な実施と効果の検証、早期の原因究明と抜本的な対策の実施、周辺環境への影響の継続的な監視、風評被害の防止等を防衛省に要請。

※1 神奈川県基地関係県市連絡協議会：県と基地に関係する8市で構成

構成市：横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

※2 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会：米軍基地を抱える15都道府県で構成

構成都道府県：神奈川県、青森県、長崎県、沖縄県、北海道、茨城県、埼玉県、

千葉県、東京都、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県

2 厚木基地におけるPFOS等の流出への対応等

(1) 環境補足協定に基づく2回目の立入調査の実施

ア 概要

12月19日、環境補足協定に基づき、国（防衛省、外務省、環境省）、大和市及び綾瀬市とともに厚木基地への2回目の立入調査を実施した。

イ 調査内容

- ・事故発生場所である格納庫の泡消火設備について、事故の原因及び再発防止策の説明を受けるとともに、現状を確認した。
- ・米側から流出事故の発生原因について、大雨により格納庫に雨漏りが生じ、格納庫に設置されている泡消火設備の制御盤に浸透し、誤作動が起きた可能性が高いとの説明があった。
さらに、再発防止策として、スイッチをオフにして誤作動させないなどの適切な措置をしたとの説明があった。
- ・米側から厚木基地において、米軍が保有するPFOS等を含む泡消火薬剤は11月までに交換を完了したとの説明があった。
- ・厚木基地内の調整池について、米側から泥の回収及び洗浄の状況について説明を受けるとともに、現状を確認した。

(2) 参考：これまでの主な経緯（報告済）

（国からの情報提供）

9月25日 9月24日夜、米側から国に、厚木基地内の格納庫から泡消火薬剤が放出された旨の通報。同日、米軍は流出防止のための調整池の閉鎖措置、泡消火薬剤の回収・清掃等を実施。

9月28日 泡消火薬剤が混合した水の一部の基地内を流れる蓼川への流出が判明。流出した泡消火薬剤には PFOS 等を含んでいる。

※ 10月2日以降、厚木基地内調整池において粒状活性炭フィルターによる循環ろ過及びろ過の上、蓼川への放流を実施。

10月21日 調整池から粒状活性炭フィルターを通しての放流が15日に完了、16日に調整池内に堆積していた泥の回収※、洗浄を実施した上で、調整池の利用を再開。

10月20日、調整池から蓼川までのゲートを開放し、通常の運用体制となった。

※回収した泥等は国内の許認可を受けた施設で焼却予定。

厚木基地では、12月に泡消火薬剤の交換を完了する計画。

（県の対応）

10月3日 縣市協として、県内米軍基地からの PFOS 等の流出に対する対策の実施、環境補足協定に基づく立入実現、各基地における使用・保管状況の早急な精査、公表等を、外務省及び防衛省に要請。（再掲）

10月6日 環境補足協定に基づき、国、大和市及び綾瀬市とともに厚木基地へ1回目の立ち入り、採水を実施。

※ 10月7日及び13日に、放流に当たっての安全確保、周辺環境への影響防止対策等を防衛省に口頭で要請。

10月21日 県として、再発防止、周辺環境への影響の確認、泥等の処分に当たっての国内法令遵守を防衛省に要請。

3 PFOS等を含む泡消火薬剤の交換状況

(1) 概要

令和5年1月11日に防衛省から、在日米軍が保有するPFOS等を含む泡消火薬剤の交換状況について情報提供があった。

(2) 情報提供の概要

PFOS等を含む泡消火薬剤について、

- ・令和4年11月までに在日米海軍の全ての基地で交換完了。
(これにより、全ての県内米軍基地で交換完了となった。)
- ・令和4年12月までに在日米海兵隊の全ての基地で交換完了。
- ・令和6年9月までに在日米軍の全ての基地で交換完了予定。

との情報提供があった。

4 その他

令和5年1月30日に開催された第7回神奈川県・米陸海軍意見交換会※において、米海軍基地におけるPFOS等の環境問題に関し、日米間で連携して対応していくことについて合意された。

※ 神奈川県・米陸海軍意見交換会：県と米陸海軍との協力関係や諸課題について意見交換することを目的として、平成24年以降これまで6回開催。出席者は知事、在日米陸海軍司令官。

VI 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画の素案について

県では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づき策定している「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」（以下「総量削減計画」という。）について、令和4年11月28日付けで、国が法に基づく「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を変更したことを受け、次期総量削減計画の策定の検討を進めている。

このたび、計画の素案を取りまとめたので報告する。

1 総量削減計画について

法第7条及び第9条の規定に基づき、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法等による措置のみでは大気環境基準の確保が困難であると認められる地域（以下「対策地域」という。）において、都道府県知事が、国の基本方針に則して、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関し実施すべき施策について定める法定計画である。

※対策地域

8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県）において対策地域が指定されており、本県では、18市7町の区域が指定されている。

【本県における対策地域】 18市7町

横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市（旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を除く区域）、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、愛川町

2 次期総量削減計画素案の概要

(1) 次期計画策定の背景

県では、平成25年4月、国の基本方針に則して、令和2年度を目標年度とした総量削減計画を策定し、国、県、市町村、事業者及び県民の緊密な協力の下で施策の推進に取り組んだ結果、計画の最終目標である「令和2年度までに県内全域における大気環境基準を確保すること」を達成した。

その一方で、国は、8都府県の対策地域全体における令和2年度まで

の大気環境基準の確保という基本方針の目標については、ほぼ達成したと評価したが、一部の測定局では二酸化窒素に係る環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベルには至らなかったこと等により、引き続き現行の法に基づく各種施策を継続する必要があるとして、令和4年11月28日付けで基本方針を変更し、目標年度を令和2年度から令和8年度としたため、新たに計画を策定するものである。

※ なお、国からの通知により、次期総量削減計画を策定し施行するまでの間は、変更前の基本方針に基づき策定した総量削減計画による施策を引き続き着実に実施することとされている。

(2) 現行の総量削減計画の目標達成評価

ア 計画の目標

平成27年度までに、常時監視測定局において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成する。さらに、令和2年度までに、県内全域における大気環境基準を確保する。

イ 目標達成に必要な削減量

(ア) 窒素酸化物

県内における窒素酸化物の総排出量を、平成21年度の62,000トンから、平成27年度に53,700トン、令和2年度に48,300トンまで削減することを目途とする。

そのために、自動車から排出される窒素酸化物の量を、平成21年度の19,900トンから、平成27年度に14,500トン、令和2年度に10,800トンまで削減する。

(イ) 粒子状物質

県内における粒子状物質の総排出量を、平成21年度の3,310トンから、平成27年度に3,010トン、令和2年度に2,830トンまで削減することを目途とする。

そのために、自動車から排出される粒子状物質の量を、平成21年度の930トンから、平成27年度に760トン、令和2年度に640トンまで削減する。

ウ 計画の達成期間

平成25年4月1日から令和2年度まで

エ 目標達成評価

(ア) 環境基準の達成状況

平成27年度以降は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質ともに、全ての常時監視測定局で環境基準を達成している。(図1、2)

(イ) 削減量の達成状況

令和2年度における自動車排出窒素酸化物の量は6,900 t、自動車排出粒子状物質の量は350 tであり、目標達成に必要な削減量を達成している。(図3、4)

(ウ) 全体評価

国が示した指標を基に県内の大気環境基準を評価した結果、県内全域における大気環境基準は確保されていると評価できるものであった。

図1 二酸化窒素に係る環境基準達成状況の推移

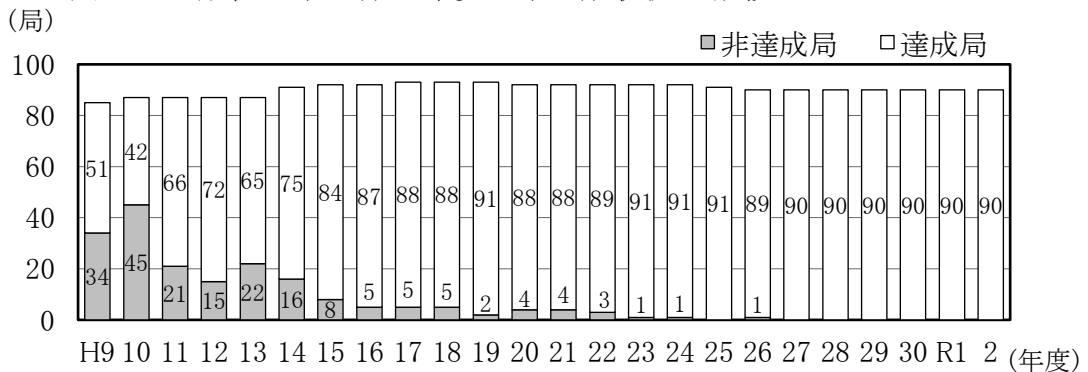


図2 浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況の推移

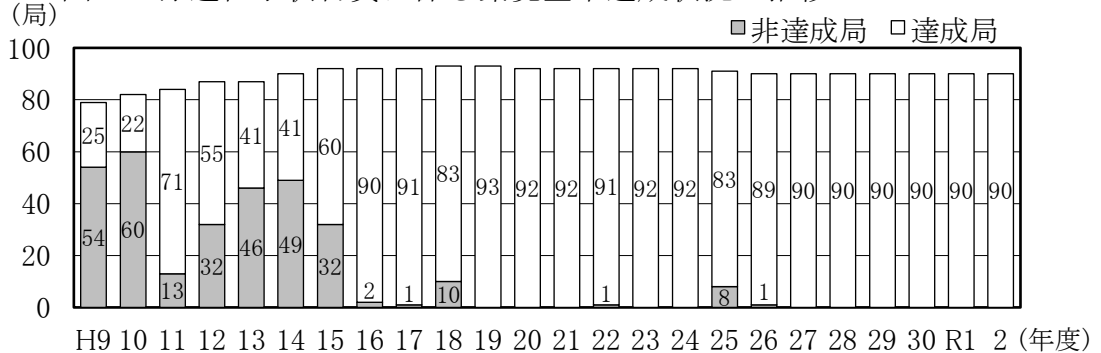


図3 自動車排出窒素酸化物の排出量の推移

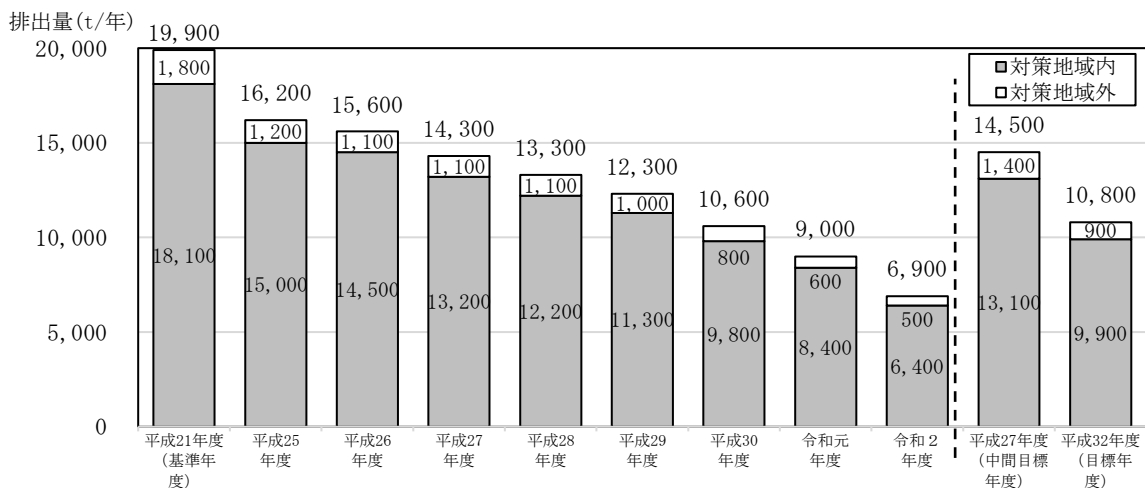
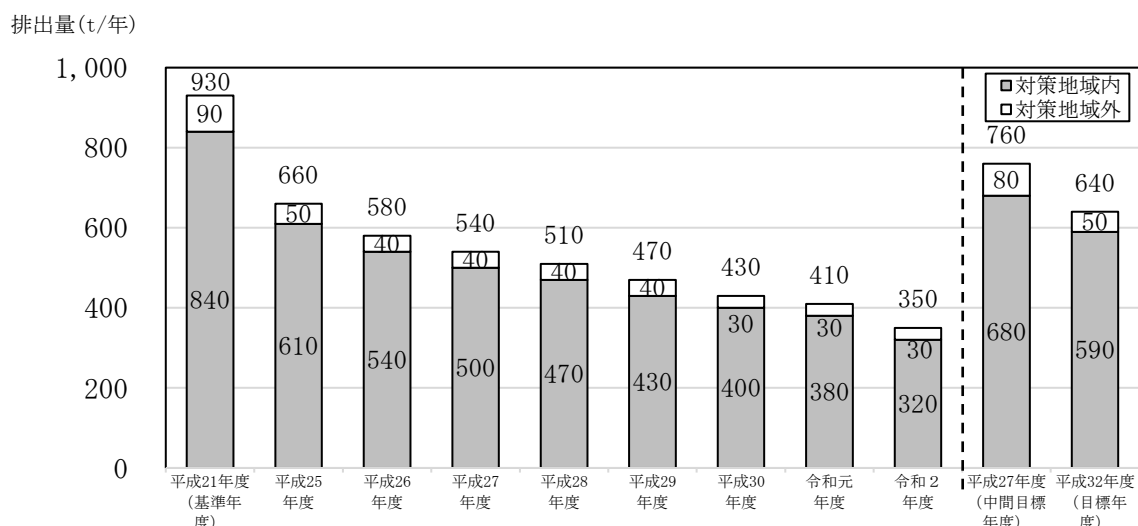


図4 自動車排出粒子状物質の排出量の推移



(3) 次期総量削減計画素案の概要

ア 計画策定における基本的な考え方

国の変更後の基本方針では、総量の削減に関する目標は、令和8年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保すること、すなわち現状の目標の維持となっており、施策の追加・修正もされていない。

このため、県の計画においても、国の基本方針に則して、施策の追加は行わず、現状の目標を維持することとする。

イ 計画の対象地域

法第6条及び第8条に基づき指定された対策地域を含む県内全域とする。

ウ 計画の目標

大気環境の維持を目標とし、令和8年度まで、県内全域における大気環境基準を確保した状態を維持する。

エ 目標達成に必要な総量

(ア) 窒素酸化物

県内における窒素酸化物の総排出量を、平成21年度の62,000トンから、令和8年度に48,300トンまで削減することを目途とする。

そのために、自動車から排出される窒素酸化物の量を、平成21年度の19,900トンから、10,800トン以下まで削減した状態を、令和8年度まで維持する。

(イ) 粒子状物質

県内における粒子状物質の総排出量を、平成21年度の3,310トンから、令和8年度に2,830トンまで削減することを目途とする。

そのために、自動車から排出される粒子状物質の量を、平成21年度の930トンから、640トン以下まで削減した状態を、令和8年度まで維持する。

オ 計画の達成期間

令和6年4月1日から令和8年度まで

※ 計画の達成期間を定めた「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」の施行日は令和6年4月1日に設定されている。

カ 目標達成のための施策

(ア) 自動車単体規制の強化等

大気汚染防止法に基づく新車に係る排出ガス規制である「単体規制」の強化等を進める。

(イ) 車種規制の実施

法に基づき、排出ガス基準を満たさない車両の対策地域内における車検登録や更新を認めない「車種規制」を適正かつ確実に実施する。

(ウ) 運行規制等の実施

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼルトラック・バス等の県内運行を禁止する「運行規制」等を実施する。

(エ) 低公害車の普及促進

大気汚染防止法に基づく新車の排出ガス規制値よりも一定割合以上排出ガスを低減させた自動車や、電気自動車、燃料電池自動車の普及等を促進する。

(オ) エコドライブの普及推進

関係機関による実車・座学・シミュレーターを活用した講習会の開催や環境イベントでの啓発活動等を実施する。

(カ) 自動車交通需要の調整・低減

荷物の運搬を依頼する事業者と車両の有効活用を図ろうとする運送事業者をマッチングさせる求荷求車情報ネットワークの活用等による物流の効率化、鉄道及び海運の積極的な活用、公共交通機関の利便性の向上を促進する。

(キ) 交通流対策の推進

幹線道路ネットワークの整備等による交通流の円滑化、道路情報提供サービスの推進等による適正な交通管理等を進める。

(ク) 局地汚染対策の推進

県内で最も二酸化窒素濃度が高く、今後も常時監視結果の動向を注視する必要がある東京大師横浜線周辺の地域について、関係機関が連携し、川崎市条例に基づく「エコ運搬制度」による低公害車の利用等の要請、県の「事業者向け自動車利用ガイドライン」に基づく自主的な取組の推進、大型車に対する「環境ロードプライシング」による高速湾岸線への誘導、初冬季など二酸化窒素が高濃度となりやすい時期における地域の荷主・運送事業者等への重点的な啓発や取組の要請を行う。

キ 計画の推進

国、県、市町村、県警、道路管理者、関係団体、荷主、発注者、運送事業者等が連携して取組を行う。

また、施策の進捗状況を毎年、把握・評価する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年5月 環境審議会へ計画素案を報告

6月 計画素案について県民意見募集

12月 環境農政常任委員会へ計画案を報告

環境審議会へ計画案を報告

令和6年1月 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減
計画策定協議会で計画案を審議

2月 環境大臣へ計画案の協議

3月 計画の公告

《参考資料3》

神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画（素案）

Ⅶ 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画案について

県では、神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第9条の2の規定に基づき、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」の策定に取り組んでおり、令和4年9月の当常任委員会に素案を報告した。

このたび、県民意見募集や市町村への意見照会、環境審議会での審議を経て、計画案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和4年10月11日～11月9日

イ 意見募集の周知

- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、資源循環推進課
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ SNSでの情報発信
LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」
- ・ 市町村への周知依頼
- ・ プラごみゼロ宣言賛同企業等、神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会構成員等（約2200者）への周知
- ・ 関係団体（かながわペットボトルモデル事業コンソーシアム構成員、神奈川県商工会議所連合会等9団体）への周知依頼
- ・ 事業者向け講習会での周知

(2) 市町村への意見照会

令和4年9月28日～10月21日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 19件（県民17件、市町村2件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画全般に関するもの	2件	0件	2件
(イ) 施策事業に関するもの	13件	2件	15件
(ウ) その他	2件	0件	2件
合 計	17件	2件	19件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画案に反映した	7件	1件	8件
(イ) 既に計画案に盛り込まれている	3件	0件	3件
(ウ) 今後の取組の参考とする	6件	0件	6件
(エ) 計画案に反映できない	0件	1件	1件
(オ) その他	1件	0件	1件
合 計	17件	2件	19件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画案に反映した

- ・ 国際的には、熱回収はリサイクルとして認められていないと認識しており、「サーマルリサイクル」の用語は使用せず、「熱回収」の用語を使用してほしい。
- ・ 計画の進行管理における目標値の設定に当たっては、有効利用率の中に占める「熱回収」の割合が分かるようにして管理・検証してほしい。
- ・ 海岸でゴミを拾うと、ペットボトルやトレイ、お菓子の袋などの容器包装プラスチックが多いと感じる。海岸におけるプラスチックごみの状況を適切に伝える表現としてほしい。
- ・ 「バイオマスプラスチック」には期待される面がある一方で、課題もあることから、記述を補強し、誤解を招かない正確な記載としてほしい。

(イ) 既に計画案に盛り込まれている

- ・ 県民がプラスチックごみ問題に理解と関心を持ち、プラごみゼロ宣言の目標を早期達成するためには、実態調査等の情報公開が欠かせないことから、伝わりやすい形での情報公開をお願いする。

(ウ) 今後の取組の参考とする

- ・ クリーニング店のプラスチックハンガーなど、事業者の自主回収に出すことがマテリアルリサイクルにつながり、リサイクルの質を向上できることをぜひ伝えてほしい。
- ・ 「使用の合理化」という用語が分かりにくく、またメッセージとしても伝わりにくいことから、「リデュース」の用語を使用してほしい。

2 素案からの主な変更箇所

(1) 施策の基本的な方針

- ・ 取組の優先順位及び熱回収による利用の考え方を追記した。また、「Renewable」の取組例を紹介するコラムを追加した。

(2) 熱回収に関する記載

- ・ 「サーマルリサイクル」の用語を「サーマルリカバリー（熱回収）」に修正した。
- ・ 中長期的には、熱回収はできる限り低減していくことを目指す旨記載した。
- ・ プラスチックごみの有効利用率について、熱回収によるものも併記した。また、計画の進行管理においても、熱回収による有効利用率を把握し、公表することとした。

(3) その他

- ・ 「Ⅱ プラスチックごみを取り巻く社会的状況の変化」に、プラごみゼロ宣言に係る説明を加えた
- ・ IV「5 実態調査結果」、「【コラム】海岸ごみの7割は川から流れてきた漂流ごみ」に、調査主体等を記載した。また、道路の側溝からプラごみが流れていってしまうことを説明したコラムを追加した。
- ・ 海岸におけるプラスチックの状況について、調査結果（表5及び表6）に示した割合が、人工ごみに占めるものであることを明記するとともに、海岸に捨てられているプラごみの種類を記載した。
- ・ VI「1 プラスチック使用製品の仕様の合理化の促進」について、「使用の合理化」の具体的な内容を記載した。
- ・ コラムを2つ（「不織布マスクもプラスチック！？」、「ワンウェイプラスチックの使用を削減しましょう」）追加した。
- ・ 「【コラム】バイオプラスチックとは？」に、原料調達の課題、環境

に応じた選択の必要性を記載した。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年3月 計画策定・公表

《参考資料4》

神奈川県プラスチック資源循環推進等計画案

Ⅷ 第4期丹沢大山自然再生計画案について

県では、現行の第3期丹沢大山自然再生計画が今年度で最終年度を迎えることから、「第4期丹沢大山自然再生計画」の策定に取り組んでおり、令和4年9月の当常任委員会に素案を報告した。

このたび、県民意見募集や市町村への意見照会、自然環境保全審議会での報告を経て、計画案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和4年10月19日～11月18日

イ 意見募集の周知

- ・ 県政記者クラブ等への情報提供
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、自然環境保全課等
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ SNSでの情報発信
- ・ 県のたよりへの掲載

(2) 市町村への意見照会

令和4年10月19日～11月18日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 84件（県民82件、市町村2件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画全般について	11件	2件	13件
(イ) 主要な施策と構成事業について	68件	0件	68件
(ウ) その他	3件	0件	3件
合 計	82件	2件	84件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画案に反映した	20件	0件	20件
(イ) 既に計画案に盛り込まれている	41件	0件	41件
(ウ) 今後の取組の参考とする	10件	1件	11件
(エ) 計画案に反映できない	7件	0件	7件
(オ) その他	4件	1件	5件
合 計	82件	2件	84件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画案に反映した

- ・ 自然環境や生物多様性に配慮した森林管理を目指すべき。
- ・ シカのくくりわなによるクマの錯誤捕獲が増えており、対策を強化してほしい。

(イ) 既に計画案に盛り込まれている

- ・ 農作物の被害を減らすために、奥山の手入れができない人工林、材木として搬出不可能な人工林を広葉樹林化してもらいたい。

(ウ) 今後の取組の参考とする

- ・ 丹沢大山自然再生計画の周知について、自然環境保全センターとビジターセンターでのPRだけでは不十分であるため、他施設・各種イベントなどとも連携してもらいたい。

(エ) 計画案に反映できない

- ・ 狩猟によってシカの個体数管理を行うのではなく、生息域を増やしたり、それでも生息密度が高くなってしまふ場所では、雌の避妊対策を行うなど、生命の尊厳を守りつつ、シカに負担がかからない方法で対策を検討してもらいたい。

(オ) その他

- ・ 東丹沢堂平沢の30年の変化の写真に感動した。

2 令和4年第3回定例会（9月）環境農政常任委員会における意見

シカ対策に関連して、ヤマビル対策についても考えてほしい。

3 素案からの主な変更箇所

第3章 第4期丹沢大山自然再生計画の考え方と主要な施策

- ・ 特定課題Ⅱ「人工林の再生」について、第4期丹沢大山自然再生計画の方向性として、発揮させる公益的機能に「生物多様性保全」を追加した。
- ・ 特定課題Ⅲ「地域の再生」について、地域主体の鳥獣被害対策や地域特有の課題に応じた森林整備等の実施の支援として、「ヤマビルの被害」への対応を追記した。
- ・ 特定課題Ⅴ「シカ等野生動物の保護管理」について、野生動物の保護管理手法の検討として、ツキノワグマの「錯誤捕獲の防止」を追記した。
- ・ 特定課題ごとに取組の状況や成果を説明するコラムを追加した。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年3月 計画策定・公表

《参考資料5》

第4期丹沢大山自然再生計画案

IX 第5次神奈川県ニホンジカ管理計画案について

県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項に基づき策定している第4次神奈川県ニホンジカ管理計画が今年度で最終年度を迎えることから、第5次神奈川県ニホンジカ管理計画（以下「第5次計画」という。）の策定に取り組んでおり、令和4年9月の当常任委員会に素案を報告した。

このたび、県民意見募集や市町村への意見照会、自然環境保全審議会での審議を経て、計画案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和4年10月19日～11月18日

イ 意見募集の周知

- ・ 記者発表（県政記者クラブへの情報提供）
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、自然環境保全課等
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ SNSでの情報発信
- ・ 県のたよりへの掲載

(2) 市町村への意見照会

令和4年10月19日～11月18日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 74件（県民65件、市町村9件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画の基本的な考え方について	22件	3件	25件
(イ) 管理事業について	33件	2件	35件
(ウ) その他	10件	4件	14件
合 計	65件	9件	74件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画案に反映した	14件	3件	17件
(イ) 既に計画案に盛り込まれている	25件	1件	26件
(ウ) 今後の取組の参考とする	14件	3件	17件
(エ) 計画案に反映できない	10件	0件	10件
(オ) その他	2件	2件	4件
合 計	65件	9件	74件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画案に反映した

- ・ シカやイノシシのわなにツキノワグマが錯誤捕獲される事案が増加しているため、錯誤捕獲防止のための具体的な対策を記載すべき。
- ・ 捕獲エリアを変更し、これまで実施していないエリアを開拓することも優先すべき課題である。
- ・ 重点的な取組方向について、隣接県と連携することを提言する。

(イ) 既に計画案に盛り込まれている

- ・ 「シカ管理捕獲と森林整備の連携を継続する必要がある」としているが、まずは県有林が見本となるような取組を率先して行うべき。
- ・ 管理捕獲の隊員の技量の向上が必要。

(ウ) 今後の取組の参考とする

- ・ 第5次計画以降も継続していくべき。
- ・ 夜間銃猟を検討していただきたい。

(エ) 計画案に反映できない

- ・ 昔シカは山の麓にいたらしいが、今は山の方に住んでいる。どこかの麓の所でシカだけが住める場所を確保して、山に入って行かないようにできないものかと思う。
- ・ 市街地出没時には、単にシカを排除するのではなく、できるだけ近隣住民や交通機関と共存できる方策をとってほしい。

2 素案からの主な変更箇所

(1) 第3章 計画の基本的考え方について

- ・ 「4 重点的な取組方向」について、「(5) 県境域での取組」の項目

を追加した。

(2) 第4章 管理事業について

- ・ 「1 区域（エリア）別の実施目標と管理事業」の「(1)保護管理区域（自然植生回復エリア）」のうち、「イ 管理事業」の「(イ)効果的な捕獲方法等の検討」に、エリアの開拓を柔軟に行うなど効率的な捕獲手法の検討を追加した。
- ・ 「3 個体数調整」の「(8)わな猟におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止」について記載を追加した。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年3月 計画策定・公表

《参考資料6》

第5次神奈川県ニホンジカ管理計画案

X 第5次神奈川県ニホンザル管理計画案について

県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項に基づき策定している第4次神奈川県ニホンザル管理計画（以下、「第4次計画」という。）が今年度で最終年度を迎えることから、第5次神奈川県ニホンザル管理計画の策定に取り組んでおり、令和4年9月の当常任委員会に素案を報告した。

このたび、県民意見募集や市町村への意見照会、自然環境保全審議会での審議を経て、計画案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和4年10月19日～11月18日

イ 意見募集の周知

- ・ 記者発表（県政記者クラブへの情報提供）
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、自然環境保全課等
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ SNSでの情報発信
- ・ 県のたよりへの掲載

(2) 市町村への意見照会

令和4年10月19日～11月18日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 32件（県民20件、市町村12件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画の基本的な考え方について	4件	3件	7件
(イ) 管理事業について	12件	8件	20件
(ウ) その他	4件	1件	5件
合 計	20件	12件	32件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画案に反映した	12件	4件	16件
(イ) 既に計画案に盛り込まれている	5件	3件	8件
(ウ) 今後の取組の参考とする	2件	5件	7件
(エ) 計画案に反映できない	1件	0件	1件
(オ) その他	0件	0件	0件
合 計	20件	12件	32件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画案に反映した

- ・ 地域個体群別に、どのような農作物の被害があったか記載すべき。
- ・ 電気柵の設置については、サルの出没地点等の分析をしっかりと行った上で、設置場所を含めて被害防止効果が十分得られるよう検討する必要がある。
- ・ 山でサルが暮らせるよう生息環境を整備するため、事業の内容や方向性がより具体的に分かるよう示してほしい。

(イ) 既に計画案に盛り込まれている

- ・ 適切な地域個体群の管理に向け、捕獲のみでなく山林の生息環境を改善していくべき。
- ・ ハナレザルの習性や対応方法を記述してほしい。
- ・ 集落環境整備について、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹の収穫は食品ロスの減少や食料自給率を高める観点からも必要であり、地域と連携して進めてほしい。

(ウ) 今後の取組の参考とする

- ・ 農耕地等に依存する群れか山林を中心に生息する群れか判断するには、行動域の植生のみでなく、その植生をどのように利用しているか分析する必要がある。
- ・ サルの追い払いを行うモンキー犬を導入してはどうか。

(エ) 計画案に反映できない

- ・ 計画期間について、現計画を1年間延長したことで4年間となっていると思われるが、令和5年4月からの5年間にしてはどうか。

2 素案からの主な変更箇所

(1) 第2章 第4次計画の成果と課題について

- ・ 「2 取組の成果」の「(2) 農作物被害の軽減」について、地域個体群別・作物分類別の農作物被害額及び被害面積の表を記載した。

(2) 第4章 管理事業について

- ・ 「1 被害防除対策」の「(1) 被害防除対策の方法」の「イ 農地の防護柵の設置」について、防護柵の設置に関して、県は技術的な支援やサルの行動域の変化等の情報提供を行うことを記載した。
- ・ 「3 生息環境整備」について、森林整備を通じた生息環境整備の考え方と進め方及び整備事例を紹介するコラムを記載した。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年3月 計画策定・公表

《参考資料7》

第5次神奈川県ニホンザル管理計画案

XI 第2次神奈川県イノシシ管理計画案について

県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項に基づき策定している神奈川県イノシシ管理計画(以下「第1次計画」という。)が今年度で最終年度を迎えることから、第2次神奈川県イノシシ管理計画の策定に取り組んでおり、令和4年9月の当常任委員会に素案を報告した。

このたび、県民意見募集や市町村への意見照会、自然環境保全審議会での審議を経て、計画案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和4年10月19日～11月18日

イ 意見募集の周知

- ・ 記者発表（県政記者クラブへの情報提供）
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、自然環境保全課等
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ SNSでの情報発信
- ・ 県のたよりへの掲載

(2) 市町村への意見照会

令和4年10月19日～11月18日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 39件（県民34件、市町村5件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画の基本的な考え方について	5件	1件	6件
(イ) 管理事業について	28件	3件	31件
(ウ) その他	1件	1件	2件
合 計	34件	5件	39件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画案に反映した	16件	1件	17件
(イ) 既に計画案に盛り込まれている	10件	0件	10件
(ウ) 今後の取組の参考とする	5件	1件	6件
(エ) 計画案に反映できない	1件	0件	1件
(オ) その他	2件	3件	5件
合 計	34件	5件	39件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画案に反映した

- ・ 注意喚起のため農作物被害の内容を記載すべき。
- ・ 計画で目指す「人とイノシシの棲み分け」をイメージしたイラストを加えるべき。
- ・ ツキノワグマ等の錯誤捕獲を防止するための具体的な配慮事項や取組について記載すべき。

(イ) 既に計画案に盛り込まれている

- ・ 相模川以東の地域では頭数や分布が増大傾向であり、さらに強化した対策を実施していくべき。
- ・ イノシシが人里よりも山で生息できるよう、森林整備やニホンジカの管理による生息環境整備を計画的に進めるべき。
- ・ 三浦半島のイノシシについて自然分布ではなく人為的な移入である可能性があるとして記載すべき。

(ウ) 今後の取組の参考とする

- ・ 捕獲メッシュの減少は、山奥での狩猟による捕獲圧が少なくなったためと考えられる。
- ・ 生息状況調査を実施し、イノシシを保護する必要があるエリアでは捕獲を控えるべき。

(エ) 計画案に反映できない

- ・ 「相模川以東」という単語について、実際に生息するのは同地域のうち三浦半島のみであり、市町や住民に定着解消を意識させる観点から「三浦半島」と記載すべき。

(オ) その他

- ・ 錯誤捕獲の防止のため、くくりわなの規制は「最小径12cm以内」

ではなく「最大径12cm以内」とすべき。

2 素案からの主な変更箇所

- (1) 第2章 第1次計画の成果と課題について
 - ・ 「1 目標の達成状況」について、「(1) 農作物被害の軽減」に地域別・作物分類別の農作物被害額をまとめた表を記載した。
- (2) 第3章 計画の基本的な考え方について
 - ・ 「3 管理の考え方」について、人とイノシシの棲み分けをイメージしたイラストを記載した。
- (3) 第4章 管理事業について
 - ・ 「2 捕獲」について、「(3) わな猟におけるツキノワグマ等の錯誤捕獲の防止」に、具体的な配慮事項や取組等の記載を追加した。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年3月 計画策定・公表

《参考資料8》

第2次神奈川県イノシシ管理計画案

XII かながわ農業活性化指針の改定案について

県では、神奈川県都市農業推進条例に基づき、「かながわ農業活性化指針」（以下「指針」という。）の改定に取り組んでおり、令和4年12月の当常任委員会に素案を報告した。

このたび、県民意見募集や説明会での意見聴取、都市農業推進審議会での審議を経て、改定案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和4年12月20日～令和5年1月19日

イ 意見募集の周知

- ・ 記者発表（県政記者クラブへの情報提供）
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、農政課等
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ SNSでの情報発信

(2) 説明会での意見聴取

市町村、農業団体等を対象とした説明会での意見聴取

令和5年1月6日、11日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 76件（県民 70件、市町村等 6件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村等	合計
(ア) 指針全般に関すること	12件	1件	13件
(イ) 数値目標に関すること	12件	0件	12件
(ウ) 取組内容に関すること	44件	3件	47件
(エ) その他	2件	2件	4件
合 計	70件	6件	76件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村等	合計
(ア) 改定案に反映した	10件	3件	13件
(イ) 既に改定案に盛り込まれている	25件	2件	27件
(ウ) 今後の取組の参考とする	23件	1件	24件
(エ) 改定案に反映できない	4件	0件	4件
(オ) その他	8件	0件	8件
合 計	70件	6件	76件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 改定案に反映した

- ・ 3つの施策の方向について、県がどのような施策に取り組むのか分かりにくい。
- ・ みどりの食料システム法に基づき、県が市町村と連携して基本計画を策定する旨を記載してほしい。
- ・ 家畜伝染病の発生予防やまん延防止、危機管理体制の構築に加え、万が一発生した場合の再建支援について記載してほしい。
- ・ 畜産物の安全確保において、「農場H A C C P」の取組が必要ではないか。

(イ) 既に改定案に盛り込まれている

- ・ 都市農業での立地を活かし、系統販売ルート以外の販売を選択できるように、地産地消を進めてほしい。
- ・ 荒廃農地の解消の受け皿となる農地の整備を行ってほしい。
- ・ 生産者の環境保全型農業の取組が消費者に伝わるとよい。
- ・ 地域の農業を守るため、地域住民を含め「地域の農業を地域で守る」意識の醸成に取り組んでほしい。

(ウ) 今後の取組の参考とする

- ・ 総合的な数値目標に、担い手の育成・確保に関する目標値を設定したほうがよい。
- ・ 女性農業者向けの経営力向上研修に女性農業者が参加しやすくなるよう周りの理解が必要である。
- ・ これまで「鳥獣被害を受けにくい」とされていた農作物が被害に合うこともあるので、情報収集・情報提供をお願いしたい。
- ・ 2027年に横浜で国際園芸博覧会が開催されるが、花き業界の活性化につながるとよい。

(エ) 改定案に反映できない

- ・ 各章に各市町村の状況を記載するか、各市町村の現状や特色、取組、課題を踏まえて県としての目指すべき姿等を示す章を立ててほしい。

2 素案からの主な変更箇所

(1) V 基本目標と施策の方向

- ・ 「2 基本目標」の「総合的な数値目標」に、担い手の数値目標は、施策の方向1の目標として「新規就農者数」などを設定している記載を追加した。
- ・ 「3 施策の方向」の3つの施策の方向について、県の取組が分かるよう記載を追加した。

(2) VI 取組内容と数値目標

- ・ 「施策の方向1」の「1 取組内容」「(4) 畜産経営の体質強化に向けた総合的な対策」に、家畜伝染病が発生した場合の再建支援に関する記載を追加した。
- ・ 「施策の方向2」の「1 取組内容」「(3) 農畜産物の安全・安心と食育の推進」に、農場HACCPの取組に関する記載を追加した。
- ・ 「施策の方向3」のコラムに、みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に関する記載を追加した。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年3月 指針改定

《参考資料9》

かながわ農業活性化指針改定案